

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク	<p>肝付町（以下「当町」という。）は、夏秋季には例年のように豪雨、台風に見舞われる。年平均降水量は2,756mmで、全国平均の1,718mm（国交省水資源部調べ）を上回っており、年間を通じて梅雨期から夏にかけて多い。夏から秋にかけての雨は台風、雷雨に伴う一時的な豪雨が多く水害を起こす原因となっている。</p> <p>高山地区においては、風向により豪雨地帯が大別され、北東の風雨の場合、平野部に雨が多く荒瀬川、境川の増水を来たし、南西の風雨は高山川、本城川の増水を来たしている。</p> <p>内之浦地区においては、北東の風・東の風・南東の風の場合、国見山系南東斜面に多くの降雨があり、地質的に、花崗岩の上に花崗岩が風化してできたマサ土が覆っており、非常にやすく、崩れやすい土質も大きな被害をもたらす起因となっている。</p> <p>また、台風の上陸経路により災害の程度が異なり、台風が薩摩半島に上陸した場合、最も風雨が強く、北東から南東の風雨が強い。そのため、雨量は平野部と山岳では北側に豪雨をもたらし、各河川とも増水を來たす。内之浦地区においては、東側に湾が開けている地域が点在し、風雨と河川増水による高潮被害を引き起こしている。</p>
(洪水・津波：ハザードマップ)	<p>当町のハザードマップによると、肝付町商工会（以下「当会」という。）が立地し、市街地地域である新富地区において広い範囲で0.5～3.0mの浸水が予想されているほか、内之浦地区において市街地全域が3.0m以上、沿岸部においては5.0m以上の津波による浸水被害が予想されている。</p>
(土砂災害：ハザードマップ)	<p>当町のハザードマップによると、土石流危険渓流は134箇所、急傾斜地崩壊危険箇所は205箇所、地すべり危険箇所は1箇所、計340箇所が危険個所に指定されている。</p>
(地震：J-SHIS)	<p>地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で26.2%以上の確率で発生すると言われている。</p>
(感染症)	<p>新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町において多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。</p>

(その他)

平成 19 年以降に被害を受けた風水害は、下表のとおりである。被害は家屋全壊、半壊、床上、床下浸水が多く、平成 19 年 7 月 14 日の台風 4 号、令和元年 6 月 26 日の大雨により死者が出ている。

年月日	災害種別	町の被害状況
平成 19 年 7 月 10 日～12 日	大雨	総降水量 224mm 床下浸水 4 棟
平成 19 年 7 月 14 日	台風 4 号	総降水量 288mm 死者 1 名 家屋全壊 1 棟、一部破損 2 棟 床上浸水 1 棟、床下浸水 38 棟
平成 20 年 9 月 18 日	台風 13 号	総降水量 360mm 家屋全壊 2 棟、半壊 2 棟、一部破損 5 棟 床上浸水 12 棟、床下浸水 105 棟
平成 24 年 6 月 25 日～28 日	大雨	総降水量 280mm 家屋全壊 2 棟、床下浸水 9 棟
平成 26 年 6 月 27～28 日	大雨	総降水量 369.5mm 床下浸水 12 棟
令和元年 6 月 26 日～30 日	大雨	総降水量 233mm 死者 2 名、家屋全壊 10 棟、 半壊 8 棟、一部損壊 27 棟、床上浸水 79 棟、 床下浸水 312 棟
令和 4 年 9 月 17 日～19 日	台風 14 号	総降水量 337mm 一部損壊 101 棟
令和 6 年 6 月 20 日	大雨	総降水量 244mm 一部損壊 1 棟、床上浸水 2 棟、 床下浸水 4 棟
令和 6 年 8 月 26 日～29 日	台風 10 号	総降水量 635mm 家屋全壊 1 棟、一部損壊 5 棟、 床下浸水 2 棟

(2) 商工業者の状況

町の基幹産業は、稻作、さつまいも等の土地利用型農業、施設園芸、果樹、畜産、林業、漁業といった第一次産業であり、特に高山地区で米農家、畜産農家がその多くを占める。商工業者については高山地区の新富、前田は城下町の名残から商店街となっており、衣類や菓子といった専門の小売業が多く存在する。また、地区内においては一級河川である肝属川が流れしており、国土交通省大隅河川国道事務所があることから建設業も広く存在している。

一方、内之浦地区の基幹産業は水産業であり、サバ類、アジ類の漁獲高が多く、県内シェアで約40%と高いシェアを占めている。そのことから地区の中心部は鮮魚卸小売業、練り物製品製造業、魚介類を中心に扱う飲食業、釣り客をターゲットとした民宿等の宿泊業が多くみられる。

- ・商工業者等数 466人（令和6年12月現在）
- ・小規模事業者数 415人（令和6年12月現在）

【内訳】

○業種別

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	80	78	町内に広く分散しており、それぞれに浸水、土砂災害のリスクがある。
	製造業	39	32	災害が想定される地域には少なく、大きなリスクは見込まれない。
	卸小売業	121	102	各地区に集積地が存在するが、新富地区、南方地区は浸水被害が想定される。
	サービス業	171	154	商業集積地及び町内に広く分散しており、それぞれに浸水、土砂災害のリスクがある。
	その他	55	49	災害が想定される地域には少なく、大きなリスクは見込まれない。

○地域別

	地区	商工業者数	小規模事業者数	備考
内之浦	北方	22	22	一部土砂災害の危険性が想定されるが、概ね災害は想定されていない。
	南方	57	55	内之浦地区の中心地。高い津波浸水が想定される。
	岸良	23	23	事業所が点在し、広範囲で土砂災害が想定される。
高山	波野	21	20	事業所が点在し、広範囲で土砂災害が想定され、交通網が遮断される恐れがある。
	新富	113	103	町の中心地。浸水被害、土砂被害が広範囲に想定される。
	前田	110	98	新興住宅地は標高も高く、災害は想定されない。川沿いでは一部浸水被害が想定される。
	後田	58	48	新興商業地。一部土砂崩れの危険がみられるが、浸水被害は想定されない。
	宮富	62	46	鹿屋市に隣接した商業地域。一部浸水の恐れがあるものの、概ね災害は想定されない。

(3)これまでの取組

1)当町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄、防災マップの作成および配布

2)当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・鹿児島県火災共済協同組合、㈱山興商会エール保険事務所と連携した損害保険への加入推進

※ 町防災計画における当会の役割

- ・被災者に対する衣料、生活必需品等の管理確保に関すること
- ・被災商工中小企業者に対する融資等の対策に関すること

II 課題

高山地区、内之浦地区の中心部がそれぞれ浸水被害、津波被害が大きく想定され、実際、高山地区では過去に多くの災害が発生しているにも関わらず、災害時の準備・備えがなされていない。

また、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連携体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間					
(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間					
令和7年4月1日～令和12年3月31日					
(2) 事業継続力強化支援事業の内容					
<ul style="list-style-type: none"> ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。 					
<1. 事前の対策>					
<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年に当町が策定した「肝付町地域防災計画書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。 					
1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知					
<ul style="list-style-type: none"> ・巡回経営指導時に、肝付町地域防災計画書を用い事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。 ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練等の指導及び助言を行う。 ・事業継続の取組として、セミナーの案内を出し需要があれば開催する。 ・新型インフルエンザ等の感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。 ・新型インフルエンザ等の感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。 ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。 					
【災害リスクの周知に関する目標】					
項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
専門家派遣件数	1	1	1	1	1
セミナー開催件数	1	1	1	1	1
事業者BCP等策定件数	2	2	2	2	2
2) 商工会自身の事業継続計画の作成					
<ul style="list-style-type: none"> ・当会は令和元年に事業継続計画を作成（別添）。 					
3) 関係団体との連携					
<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県火災共済協同組合、㈱山興商会エール保険事務所鹿屋支店とBCP策定関連の巡回指導時に同行訪問を依頼し、自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。 ・会員事業者以外も対象とした「事業継続力強化計画」支援セミナー、「簡易版BCP」作成ミニワークショップセミナーの案内を出し需要があれば東京海上日動火災保険(㈱鹿児島支店霧島支社に専門家の派遣を依頼し開催する。 ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。 					

4) フォローアップ及び事業の評価
 ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認

事業者 B C P 等の取組状況の確認について

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業者 BCP 等のフォローアップ目標件数	1	1	1	1	1

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度 6 弱の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合には、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1 日以内に情報共有する。

被害状況の報告の基準は以下の通り

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

※上記を基本とし、当町、当会間で必要に応じ都度調整する。

- ・当町で取りまとめた新型インフルエンザ等に関する対策を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は被害状況を県が指定する様式①に記載し、県商工会連合会を通じて、県商工政策課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県が指定する方法にて県商工会連合会を通じて当会又は当町より県へ報告する。

様式① 県民鳥取 商工労働水産部 商工政策課 田代係 宛て(メールアドレス: fukuda@pref.tottori.lg.jp)
令和〇年〇月〇日の〇〇の災害による被害実態調査票

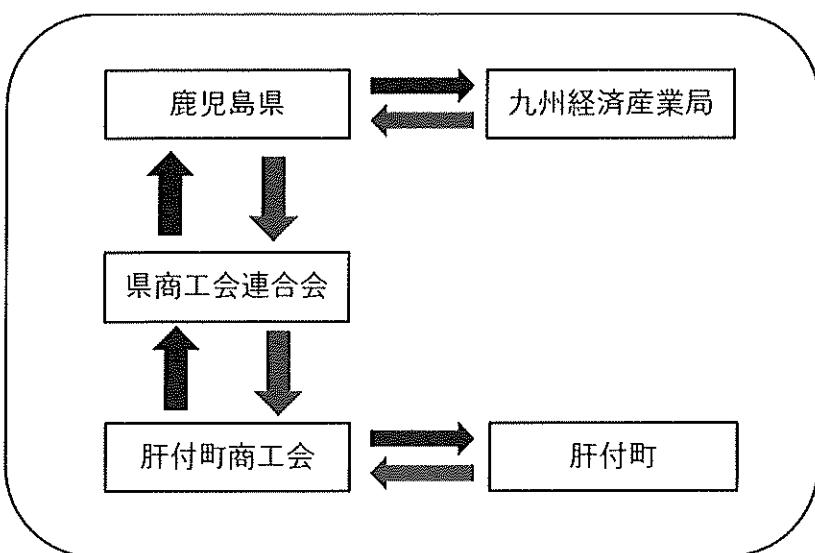
業者名：
電話番号：

メールアドレス：

被害合計金額

番号	住所	年齢 年齢	従業員数 従業員	被害額 ※過去の被害に よる参考 おおよそと見て	(被害額内訳) 単位：千円				被害状況 ※過去 おおよそと見てつける内容がおかしい、
					土地 (建築物・構築物 等・契約費) (被害額をもとにして 算出)	建物 (家屋内装工事費 等)	機械設備	商品、原材料 什器等	
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					
6				0					
7				0					
8				0					
9				0					
10				0					
11				0					
12				0					
13				0					
14				0					
15				0					
16				0					
17				0					
18				0					
19				0					
20				0					

- ・当会と当町が共有した情報を、県が指定する方法（下図）にて県商工会連合会を通じて県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、当会と当町にて協議を行う。当会は、国の依頼を受けた場合、県商工会連合会から指示があった場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し、支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、鹿児島県商工会連合会を通じて、県、全国商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制 (令和7年5月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
<pre>graph TD; A[肝付町商工会 事務局長] --> B[肝付町 商工会 (本所) 法定経営指導員]; B -- 連絡調整 --> C[肝付町 林務水産商工課]; C -- 確認連携 --> D[肝付町 総務課]; E[肝付町商工会 (内之浦支所)] --- B; E --- C;</pre>	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 法定経営指導員 内山 慎也 (連絡先は後述(3)①参照)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
(3) 商工会、関係市町村連絡先	
①商工会 肝付町商工会 〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富 117-1 TEL : 0994-65-2226 / FAX : 0994-65-2236 E-mail : kimotsuki-s@kashoren.or.jp	
②関係市町村 肝付町 林務水産商工課 商工観光係 〒893-1402 鹿児島県肝属郡肝付町南方 2643 TEL : 0994-67-2116 / FAX : 0994-67-2488 E-mail : syoukou@town.kimotsuki.lg.jp	
※その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	310	310	310	310	310
・専門家派遣費	120	120	120	120	120
・協議会運営費	20	20	20	20	20
・セミナー開催費	120	120	120	120	120
・チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、肝付町補助金、鹿児島県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
(1) 鹿児島県火災共済協同組合	代表者：理事長 小正 芳史 住 所：鹿児島県鹿児島市城山町1番24号鹿児島県中小企業会館3階
(2) 們山興商会 エール保険事務所 鹿屋支店	代表者：支店長 吉松 佑哉 住 所：鹿児島県肝属郡肝付町富山1534-1
(3) 東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島支店 霧島支社	代表者：支社長 宮城 尚 住 所：鹿児島県霧島市国分中央5-6-13
連携して実施する事業の内容	
1. 事前の対策	・自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について巡回指導、窓口指導時に担当者が同行し、説明する。 ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
2. 地区内小規模事業者に対する復興支援	・保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。
連携して事業を実施する者の役割	
(1) 鹿児島県火災共済協同組合	事前の対策において、事業者の財務状況やリスクに応じた休業補償、水災補償等の損害保険・共済の情報を担当者が保険取扱のプロとして提供し、その事業所に合った保険に加入することで災害に備えることができる。 また、災害時においても顧客リストの情報提供を頂くことで、速やかに保険金請求手続きを行うことができ事業者の金銭面の精神的負担を和らげるとともに早期の復興計画の策定が可能となる。
(2) 們山興商会 エール保険事務所 鹿屋支店	(1) と同様の役割に加え、(3) の情報、ノウハウについて仲介を行う。
(3) 東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島支店 霧島支社	事業継続の取組、BCP作成に関する専門家、セミナーの開催に関する情報やノウハウを提供して頂くことで、事業者にとって災害時に活用度の高いBCPの作成を支援することができる。

連携体制図等

